

令和8年議案第1号

江南市民文化会館運営委員会委員の任命について

別紙の者を江南市民文化会館運営委員会委員に任命したいので、江南市民文化会館運営委員会設置要綱第3条第1項の規定に基づき教育委員会の選任を求める。

令和8年1月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市民文化会館運営委員会委員の任期が令和8年2月1日に満了するもので、後任の委員を任命する必要があるからであります。

◎ 江南市民文化会館運営委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内とし、教育委員会が任命する。

2 委員会の委員長及び副委員長は委員の互選による。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

江南市民文化会館運営委員会委員名簿

委 員
市議会議員
教育委員
副市長
名古屋経済大学
江南商工会議所
江南青年会議所
江南市文化協会
江南市民文化会館友の会
公募
指定管理者

令和7年議案第2号

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

下記の者を江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱したいから、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成19年4月1日施行）第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

令和8年1月7日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

記

氏 名	役 職 名 等
	主任児童委員代表

提案理由

この案を提出するのは、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の異動等に伴い、後任の委員を委嘱する必要があるからであります。

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 運営委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査研究等を行わせるため、江南市放課後子ども総合プラン研究会（以下「研究会」という。）を置く。

（会長及び副会長）

第4条 （略）

（委員）

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が辞任しようとするときは、会長を経て教育委員会に申し出なければならない。

令和8年議案第3号

藤里小学校用地の用途廃止及び所管換えについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項により教育財産の用途廃止及び所管換えするため、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、（仮称）宮田東・藤里統合保育園の統合整備に伴い、藤里小学校プール跡地とグラウンドの一部を用途廃止及び教育委員会から市長への所管換えを行う必要があるからであります。

7 江 こ 第 897 号
令和 7 年 11 月 27 日

江南市教育委員会 様

江南市長 澤田 和延

市長と教育委員会との江南市公有財産規則第 13 条第 1 項の規定
に基づく協議について

下記の教育財産について所管換えを受けたいので、江南市公有財産規則（令和元年規則第 31 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき協議します。

記

1. 所管換えを受けようとする財産

区 分	土地
種 目	学校用地（行政財産）
所在地	江南市村久野町藤里 1 番 1（藤里小学校敷地の一部）
数 量	2,834 m ² （実測 2,834.61 m ² ）

2. 所管換えを受けようとする理由

（仮称）宮田東・藤里統合保育園敷地として使用するため

3. 所管換期日

令和 8 年 3 月 31 日（プール解体工事の完了検査の翌日）

4. 参考資料

別紙のとおり

5. 備考

所管換え後、直ちに建築工事に着手することができるよう、所管換期日に先立ち、令和 8 年度における工事費等の債務負担行為に係る議決（市議会 12 月定例会）を受けていること、また、今後、工事等に係る仮契約（2 月予定）を締結し、市議会 3 月定例会において契約に関する議案を上程することとしたいのでご了承ください。

7 江 教 第 762 号

令和8年1月15日

江南市長 様

江南市教育委員会

市長と教育委員会との江南市公有財産規則第13条第1項の規定
に基づく協議について（回答）

令和7年11月27日付7江こ第897号で協議のありました表記の件につきましては、
了承します。

令和8年議案第4号

換地調整用地の取得について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項により教育財産を取得するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市布袋南部土地区画整理事業において生じた換地調整用地について、換地処分によりその目的が終了したことに伴い、隣接する布袋小学校敷地として利用するため、教育委員会から市長へ公有財産取得についての協議を行う必要があるからであります。

令和 8 年 1 月 15 日

江南市長 様

江南市教育委員会

市長と教育委員会との地方自治法第 238 条の 2 第 2 項の規定
に基づく協議について

下記の公有財産取得について、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日）第 238 条の 2 第
2 項の規定に基づき協議します。

記

1. 取得しようとする財産

区 分	土地
種 目	雑種地（公有財産） 宅地（公有財産）
所在地	江南市布袋下山町南 1 6 0 1 江南市小郷町手保ノ木 1 2 0 4
数 量	71.11 m ² 225.30 m ²

2. 取得しようとする理由

布袋小学校敷地として使用するため

3. 所管換期日

令和 8 年 4 月 1 日

4. 参考資料

別紙のとおり

令和8年議案第5号

江南市いじめ問題専門委員会臨時委員の委嘱について

下記の者を江南市いじめ問題専門委員会の臨時委員に委嘱したいから、江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例(令和7年3月27日施行)第8条2項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

記

別紙のとおり

令和8年1月7日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市いじめ問題専門委員会の調査に伴い、江南市いじめ問題専門委員会の臨時委員を委嘱する必要があるからであります。

(参考)

江南市いじめ問題専門員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例（抜粋）

(臨時委員)

第8条 専門委員会に、特別の事項を調査させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項について会議に出席して意見を述べることができる。

4 臨時委員は、当該事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

4 臨時委員は、当該事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。